

今後の食品リサイクル制度のあり方について（意見具申）（案）の概要

1. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を取り巻く状況

- 食品リサイクル法は、平成13年5月の施行から13年が経過し、食品製造業など食品関連事業者の努力により、食品廃棄物等の発生量は年々減少するとともに、食品循環資源の再生利用等実施率は上昇傾向にある。また、登録再生利用事業者は飼料化・肥料化を中心に年々増加するとともに、平成19年の改正法において設けられた再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の認定件数も年々順調に伸びており、食品リサイクル法は一定の効果を発揮してきたと評価。
- 循環型社会形成推進基本法の基本原則を踏まえ、食品廃棄物等の発生抑制を第一に優先して取り組むことが必要であるが、依然として年間約1,700万トンの食品廃棄物が発生し、このうち食品ロスが約500～800万トンあると推計されている。また、食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制率は、平成24年度で11%にとどまっている。
- 食品廃棄物等の発生量が年間100トン未満の事業者を含めた食品関連事業者の平成24年度の再生利用等実施率は約85%であるが、分別の困難性等から食品流通の川下にいくほど再生利用等実施率が低下（食品製造業約95%、食品卸売業約58%、食品小売業約45%、外食産業約24%）している。

2. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を推進するための課題と具体的施策

（1）再生利用実施率等のあり方

- 次期の基本方針において業種別の再生利用等実施率目標の再設定を行う際には、個々の事業者の目標値である基準実施率のあり方、基準実施率の基準年のあり方等を含めて検討することが必要である。
- 食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上である事業者からの定期報告制度については、各事業者に都道府県別のデータの報告を求め、都道府県ごとの食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の実施状況について集計・公表した上で地方自治体に情報提供を行い、国と地方自治体が連携して、地域ごとの食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の推進を図ることが必要である。一方、報告を行う食品関連事業者にとって多くの事務負担が生じており、定期報告の内容の合理化を行うことも必要である。

（2）発生抑制の推進施策のあり方

- 平成24年4月に暫定的に設定された食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、

業種を拡大し、平成 26 年 4 月から 26 業種について目標値が本格施行された。目標値が設定された業種の食品関連事業者については、毎年度、食品廃棄物等の発生量が目標値以下となるよう、更なる発生抑制の取組に努める。設定されなかった業種の食品関連事業者は、当面、自主的な努力により、食品廃棄物等の発生抑制等に努めるものとし、国は引き続きデータを収集し、可能な業種から目標値を設定する方向で検討することが必要である。

- 個々の食品関連事業者だけでは取り組むことが難しい商慣習の見直しも含めて効果的に食品ロスを削減していくべく、食品ロス削減に関わる関係省庁、地方自治体、関係団体、消費者等の様々な関係者が連携してフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を引き続き実施すべき。

(取組の例)

- ・ 製造工程・輸送工程での更なるロスの削減、賞味期限の延長・年月表示化
 - ・ 小売における食品廃棄物等の継続的な計量
 - ・ 外食における消費者とのリスクに関する合意を前提としたドギーバッグの導入
 - ・ フードバンクの積極的な活用
 - ・ 消費者の過度な鮮度意識の改善
 - ・ 商慣習見直しに向けた取組の支援
 - ・ 関係省庁、自治体、関係団体が連携した普及啓発
- また、食品ロスに係る経済的価値やその削減による環境負荷の低減効果の試算を行うとともに、国全体の食品ロスの発生状況をより実態に即して把握し、取組の効果の「見える化」を通じて国民に対して幅広く食品ロス削減の取組を働きかけていくことが有効である。

(3) 再生利用の促進施策のあり方

- 再生利用については、環境保全を前提として、第一に「モノからモノへ」の再生利用を、環境負荷の低減に配慮しつつ優先することが必要である。飼料化については引き続きこれを最優先し、次に肥料化（メタン化の際に発生する消化液を肥料利用する場合を含む。）を推進すべきである。飼料化・肥料化が困難なものについては、メタン化等のエネルギーとしての再生利用を推進することが必要である。
- 食品リサイクル法において定められる食品循環資源の再生利用手法については、幅広い製品が指定され、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用に積極的に取り組むことのできる環境を整備していく必要がある。
- 登録再生利用事業者制度について、食品関連事業者に対する更なる普及啓発に取り組む必要がある。一方で、登録を受けた事業者の中には、重大な生活環境保全上の支障を生じさせて事業が継続できなくなったもの等の不適正事例が発生している。再生利用事業の的確な実施を確保するため、再生利用事業者の登録に当たって

再生利用製品の製造・利用の実績を考慮することなど登録に係る要件を強化するなど、登録再生利用事業者への指導・監督を強化することが必要である。

- 再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の認定制度については、食品リサイクルのあるべき姿の一つとして更なる推進を図る必要がある。このため地方環境事務所、地方農政局等による食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等により、主体間の連携を通じた地域における多様なリサイクルループの形成を促進することが必要である。
- 地域の実情や再生利用需給の状況に応じて、コスト面も考慮しながら、市町村や民間事業者の設置する再生利用施設に対する支援や既存施設の有効活用方策を検討していくことが必要である。また、循環型社会形成推進交付金を活用した市町村による食品循環資源の再生利用の取組を更に加速化させる必要がある。

（４）地方自治体との連携を通じた発生抑制・再生利用の取組の促進

- 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用を推進するためには、地域の実情に応じ、地方自治体が主体的な役割を担うことが期待されている。市町村においては、環境保全を前提としつつ、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の発生抑制・再生利用が地域の実情に応じて推進されるよう、市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切な位置付けを行うことや、市町村における廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進することが必要である。都道府県においても、管内の市町村とも連携を図りながら、各都道府県が実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品廃棄物等の発生抑制・再生利用を位置付け、更なる推進を図ることが必要である。

（５）熱回収のあり方

- 塩分・油分の多いもの等食品循環資源の性状等から再生利用が困難で、食品リサイクル法上の熱回収の条件に合致していても、条件が複雑であることから、食品関連事業者において熱回収の実施が十分に検討されていない場合がある。このため食品関連事業者に対する適切な情報提供を図る必要がある。
- また、廃棄物焼却時の熱回収については、廃棄物全般にわたる施策において推進していく必要がある。

（６）学校給食用調理施設、公的機関の食堂等から発生する食品廃棄物等に係る取組

- 学校給食用調理施設、公的機関の食堂、直営の社員食堂等は、現行の食品リサイクル法では食品関連事業者に位置づけられていないが、これらの主体から排出される食品廃棄物等の処理実態等を調査した上で、食品ロス削減国民運動の一環として食品ロス削減等の取組を実施するとともに、調理くずや食べ残しなどの食品残さを回収し、再生利用の取組を推進することが必要である。

(7) 家庭系食品廃棄物に係る取組

- 家庭系食品廃棄物の発生抑制・再生利用に係る取組については、地域の実情に応じて、市町村が中心となった取組の更なる促進を図るため、市町村の果たすべき役割について改めて周知を図るとともに、消費者による発生抑制の促進や、市町村による再生利用施設の整備に対する支援等とともに、地方自治体による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図ることが必要である。

(8) 食に関する多様な政策目的への貢献

- 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の推進は、循環型社会の形成推進の効果のみならず、地域活性化やバイオマスの利活用、食料自給率・飼料自給率の向上、有機農業の推進、環境教育・食育・E S D（持続可能な開発のための教育）の推進など、関連する多様な政策目的の達成にも同時に資する。食品ロス削減関係省庁等連絡会議等の場も活用しつつ、関係主体間の連携を強化し、食品廃棄物等の発生抑制・再生利用に関する施策を一体的に推進し、相乗効果を求めていくことが重要である。

3. 今後の施行状況の点検

今回の検討から5年後を目処に、食品リサイクル法の施行状況の点検を行うことが必要である。